

令和5年度市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。市民税と県民税を合わせたものを住民税といいます。

個人の住民税は、納税義務のある方が、均等の額で

負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から、前年の所得に基づいて課税されます。

問課税課 (☎内線2237)

市・県民税が課税される方

令和5年1月1日現在で

- ・市内に居住し、令和4年1月から12月までに一定以上の所得があった方
- ・市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

申告について

前年の収入がない場合でも、国民健康保険税の算定やマル福、児童扶養手当などの受給要件の確認などのため、「市・県民税申告書」の提出が必要な場合があります。

市・県民税が課税されない方

- ・令和4年1月から12月までに所得がなかった方
 - ・生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、令和4年1月から12月までの合計所得金額が135万円以下の方
 - ・令和4年1月から12月までの合計所得金額が、次の金額以下の方
- 扶養親族がいない方…42万円以下
扶養親族がいる方…

$32\text{万円} \times [(\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}) \text{の数}] + 28\text{万}9000\text{円}$ 以下



市・県民税を納める方法

| 主な対象者 | 納める方法 | |
|---------|----------------------------|---|
| 事業所得者など | 納税通知書で納める (普通徴収) | 市から個人宛てに直接送付する納税通知書(6月中旬発送予定)により、年税額を令和5年6月、8月、10月、令和6年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。 |
| 給与所得者 | 勤務先が給与から差し引いて納める (特別徴収) | 年税額を令和5年6月から令和6年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。 |
| 公的年金受給者 | 公的年金から差し引いて納める (年金特別徴収) | 年税額を令和5年4月から令和6年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。 |

広告

市・県民税額の計算方法

| | | | | | | |
|----------------------------|---|------------------------|---|------------------------------|---|-----|
| 課税総所得金額 (所得金額 - 所得控除額①) | × | 税率10% (市民税6%、県民税4%) | = | 所得割額 | | |
| 所得割額 | - | 税額控除② | + | 均等割額③ (市民税3500円、県民税2500円) | = | 年税額 |

①所得控除の種類

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、勤労学生控除、寡婦(ひとり親)控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税額控除

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除、株式等譲渡所得割額控除

※市・県民税には、政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

③均等割額

市民税には復興税(500円)が、県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

※土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率など、細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

※3月16日以降に確定申告をされた方については、年度途中で市・県民税額が変更になる場合があります。また、国民健康保険税などの算定にも影響が出る場合があります。

令和5年度市・県民税証明書の交付

証明書の種類…所得証明書、課税証明書、非課税証明書

交付可能場所…課税課、市民課、各支所・出張所、コンビニエンスストア

交付手数料…窓口300円、コンビニエンスストア200円

| 対象者 | 証明書の発行開始日 |
|---------------------|-----------|
| 給与からの特別徴収のみで納める方 | 5月15日(月) |
| 普通徴収・年金からの特別徴収で納める方 | 6月1日(木) |
| どなたかの扶養になっている方 | |

※コンビニエンスストアの交付は6月1日(木)から開始です。対応店舗・時間などは、ホームページをご覧ください。



※申請に必要なものなど、詳しくはホームページをご覧ください。



令和5年度の主な改正点

①住宅ローン控除の適用期限が延長

令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方も対象となりました。

②住民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢引き下げにより、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、未成年者にあたりません。これまで非課税であっても、今後、課税となる場合がありますので、ご注意ください。(平成17年1月3日以降に生まれた方が未成年となります。)

③セルフメディケーション税制の見直し

適用期間が令和8年12月31日までとなり、税制対象医薬品の範囲が拡充されました。

※改正内容など、詳しくはホームページをご覧ください。



広告